

令和8年4月から開始

子ども誰でも通園制度

問 こども課 こども未来係 ☎ 92-7968

「子ども誰でも通園制

度は、「全ての「子ども」の育ちを応援し、「子ども」の良質な成育環境を整備する」ことを目的とし、保護者の就労要

件を問わず保育施設等を利用できる制度です。令和8年度からの実施に伴い、令和8年3月2日から利用申請の受付を開始します。

利用子ども一人につき1時間当たり300円程度（利用料は施設にご確認ください。）

※別途、給食費等の実費負担が必要な場合があります。

実施対象施設（令和8年2月時点）

基山保育園

※最新の対象施設については、基山町ホームページでご確認ください。

子ども誰でも通園制度 利用までの流れ

以下の全ての事項に該当する「子ども」が対象です。

- ・基山町に住民登録がある
- ・施設利用時に0歳6か月から3歳未満である
- ・3歳の誕生日の前々日までの利用が可能
- ・認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業施設、家庭的保育事業施設、事業所内保育施設及び企業主導型保育施設に入所していない

申請の受付を開始します。

利用申請対象「子ども」

利用できる時間

利用子ども一人につき月10時間まで

※利用時間は1時間単位です。1時間未満の場合、1時間利用したものとみなします。

※施設利用後、施設に利用料金を支払ってください。

③システムで利用したい施設を検索し、初回事前面談を予約してください。

※制度利用開始前に保育士・保護者・対象「子ども」の三者面談（30分程度）が必要です。

④初回事前面談の後にシステムで利用予約ができます。

母子保健推進員通信

問 健康増進課 母子保健係（保健センター内） ☎ 92-2045

私たち母子保健推進員は、各区に1名ずつ、9区は3名おり、19名で活動しています。



12月14日（日）のふれあいフェスタでは、赤ちゃんハイハイレースを行いました。

事前予約制にて、当日20名のお子さんにご参加いただきました。家族総出の応援の中、子どもたちはゴールを目指して頑張りました。参加者全員に、母子保健推進員で作ったアンパンマンゴムとはらぺこあおむしをお渡しました。たくさんの方にご参加いただき、ありがとうございました。

